

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

改革項目	職員の意識改革		項目番号	10 -
改革方針	<p>厳しい財政状況の中、民間の経営手法やコスト感覚を身に付け、公の公共性、平等性、公平性に留意し、市民の幸せを実現していくための職員の意識改革を強力に推進する。 一案一新運動などを通じ、自らの能力や意識を高め、主体的な創意工夫を引き出すことができる制度を構築する。</p>	理念	協働	
			効率	
			自立	
		目標	改革を推進するため、職員の意識改革と業務革新意欲の高揚を図り、行政の効率化と自立する自治体を目指す。	
		期日	平成15年4月	
所管部・室	行政改革評価室	所管室長名	岩本 信博	
改革項目の現状と問題点	<p>〔現状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の意識改革のための、昇格・専門研修等定期的実施している。 ・行政改革の推進に関しては、財政状況、改革の考え方について、全職員を対象として研修会を実施している。 ・全庁的改革運動の気運を高めるため、職員一人1提案を求める「一案一新運動」を実施。 <p>〔問題点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改革を実現するためには、職員の意識改革が最も重要となる。このための庁内での効果的で継続的な取り組みが必要。 			
改革の具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ・意識改革の気運を高めるための庁内での効果的で継続的な取り組みとして、職員提案制度「一案一新運動」を定着させる。 ・さらに、現状に満足せず常に革新・一新を求める、各職場からの自発的な改革運動「一案一新実行運動」を起こす。 ・職員への革新・一新にかかわる効果的で積極的な情報提供を行う。 ・人材育成計画につながる意識改革のための職員研修を実施 			

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

	年 度	15	16	17	18
	年度別 計 画	内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・職員提案制度「一案一新」運動の構築 ・各職場からの自発的な改革運動実施（4月～） ・革新・一新の効果的積極的な情報提供の実施（4月～） ・意識改革研修の実施（10月～11月） ・改革プログラムに基づくオフサイトミーティングの実施（12月～） 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員提案制度「一案一新」運動の充実・確立（4月～5月） ・改革プログラムに基づくオフサイトミーティングの実施（8月～） ・各職場からの自発的な改革運動実施（8月～9月） ・革新・一新の効果的積極的な情報提供の実施（随時） 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員提案制度「一案一新」運動実施 ・各職場からの自発的な改革運動実施 ・革新・一新の効果的積極的な情報提供の実施
目 標 (数値等)			職員提案制度の構築・確立 オフサイトミーティングの実施	職員提案制度の構築・確立 オフサイトミーティングの実施	職員提案制度の構築・確立 オフサイトミーティングの実施
経費節減額 (千円)					
計画に 対する 成 果	内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・行政評価・市民と行政の約束制度に係る職員学習会の実施（8月～9月） ・意識改革研修の実施（10月） ・職員提案制度「一案一新」運動の実施（1月） 	<ul style="list-style-type: none"> オフサイトミーティング ・8月 一新委員会付議 ・11月 組織機構についてのオフサイトミーティング実施（2回） ・2月 接遇に関するオフサイトミーティング実施 <p>一案一新運動は実施できず。</p>	<ul style="list-style-type: none"> オフサイトミーティングの実施（5月、11月(2回)、12月、2月） 庁内フォーラムの開催(6月、10月) 一案一新運動は実施できず。 	
	目 標 (数値等)			・オフサイトミーティングの実施（5回）	
	経費節減額 (千円)				

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

改革項目	人材の育成	項目番号	10 -
改革方針	地方分権時代を担う、市民感覚・人権感覚・経営感覚にあふれ意欲をもって職務に取り組む職員の育成に向けて、研修の充実に努めるとともに、研修をより効率的、効果的なものとするために人材育成計画を策定する。また、民間との人事交流についても検討を進める。	理念	協働 効率 自立
		目標	「市民の幸せ」の実現を目標とした市政一新の推進とともに、地方分権等時代の変化に対応できる職員の育成をめざした名張市人材育成計画を策定し、確実に実施する。
		期日	平成15年10月
所管部・室	総務部 研修相談室	所管室長名	高岡 秀樹
改革項目の現状と問題点	<p>〔現状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修計画に基づき、階層別研修・専門研修・人権研修等を実施（派遣先）県自治会館組合、県政策開発センター、市町村アカデミー ・庁内講師養成を目的とした研修への派遣 ・職務上必要な実務研修については、予算措置とともに各所属で対応 <p>〔問題点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長びく不況や少子高齢社会等、社会情勢の変化が及ぼす行政運営の変革に対応するための人材育成システムが明確化されていない。 ・新しい行政運営のもと、職員が職務・責任・権限を意識してチャレンジし、やりがいを感じられる組織目標と自己目標の統合化への働きかけが具体化されていない。 		
改革の具体的内容	<p>1. 人材育成計画の策定 （策定の基本的考え方）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名張市行財政経営一新プログラムに示すところの改革基本項目を達成し、自主・自立の自治体をめざすにふさわしい職員の育成 ・職員の意欲を高め、能力を引き出す人材育成に視点を置き、個人を活かす職場風土の醸成と人事管理システムの導入 ・職場は職員が職務遂行をとおして学習し成長していく場であることから、職場研修の充実、推進を図り自己啓発意欲を喚起 <p>人材育成計画の早期達成をめざすとともに、社会経済環境の変化に伴い顕在してくる「行政課題」や「求められる職員像」に対応できるように必要に応じ見直しを実施</p> <p>2. 民間との人事交流について</p> <p>広く各分野において、目的を明確にした人事交流を計画的に推進するとともに、スペシャリストとしてこの取り組みを活かす職場環境を整備 平成15年度：IT専門分野との交流としてNTT西日本との間で実施</p>		

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

年度別 計 画	年 度		16	17	18
	内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成計画の策定及び実施(11月) ・民間との人事交流の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・16年度実施計画に基づき人材育成方針の推進 ・民間との人事交流の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成計画の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成計画の実施 ・民間への派遣研修実施
	目 標 (数値等)	<ul style="list-style-type: none"> ・行政運営変革過渡期としての重点的職員意識改革 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成計画に基づく研修等の実施 ・民間との人事交流 2名 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成計画に基づく研修等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成計画に基づく研修等の実施 ・民間への派遣研修 1名
	経費節減額 (千円)				
計画に 対する 成 果	内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・民間との人事交流 1名で実施 (IT専門分野との交流としてNTT西日本との間で実施) ・人材育成方針策定 (16年3月) ・意識改革をはじめとし延べ1,550人を対象に研修を実施 (昨年度の3.5倍) 	<p>人材育成基本方針に基づく研修計画により、各種研修を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2月末現在の研修受講延人数は 約2,000人 ・民間との人事交流 1名 ・民間への研修派遣 2名 	<p>人材育成基本方針に基づく研修計画により、各種研修を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修受講延人数 2,029人 ・国・県との人事交流 	
	目 標 (数値等)	<ul style="list-style-type: none"> ・人事交流の実施 ・人材育成方針策定 ・意識改革をはじめとした研修の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・意識改革をはじめとした研修の実施 	
	経費節減額 (千円)	-	-	-	

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

改革項目	自治基本条例の制定		項目番号	10
改革方針	地方分権の流れの中で、自主・自立の自治体運営を目指し、地域の実情に即した独自のまちづくりを推進するため、自治体運営の基本理念や、その仕組みなどを位置づけるため、自治基本条例を制定する。	理念 目標	協働	
			効率	
		自立		
			地方分権時代の自己決定・自己責任による自治体運営を進めるための法的環境を整える。	
		期日	平成17年6月	
所管部・室	企画財政部 総合企画室 総務部 庶務法制室	所管室長名	小島 敏孝 山村 精一	
改革項目の現状と問題点	<p>〔現状〕 平成12年4月の地方分権一括法施行前から自治基本条例制定の必要性が認識されていたが、具体的な作業が実施されていない。</p> <p>〔問題点〕 本年度から「ゆめづくり地域予算制度」がスタートし、市民と行政の協働によるまちづくりの体制がより具体化されることになった。「自ら考え、自ら行う」自主的、主体的なまちづくりを進めるために、その基本理念を明文化した「自治基本条例」の制定を急ぐ必要がある。 なお、既存の「市民参加条例」との整合性に留意し、その改廃の検討も必要である。</p>			
改革の具体的内容	<p>自治基本条例を単なる憲章的な位置づけに終わらせることなく、条例のもとで実効性のあるまちづくりを推進することを目指す。</p> <p>この条例の目的や性質を勘案すれば、策定過程における市民参加が非常に重要である。そのため、公募による市民委員を含めた策定懇話会の設置、パブリックコメント、シンポジウムの実施等、多くの市民が参加でき、誰もが意見を述べられるような機会を十分に設けるよう留意する。</p>			

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

年 度	15	16	17	18	
年度別 計 画	内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・職員による勉強会（2～3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報で周知・委員公募（6月） ・懇話会で議論（8月～2月） ・タウンミーティング（11月） ・懇話会意見提出（2月） ・条例案作成（2月） ・パブリックコメント（3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント（4月） ・議会審議（6月） ・条例公布（7月） ・シンポジウム、説明会の開催（7～12月） ・条例施行（12月1日） 	条例に基づく行財政運営の推進
	目 標 (数値等)				
	経費節減額 (千円)				
計画に 対する 成 果	内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・職員による勉強会（先進都市の事例研究2～3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報で周知、委員公募（8月） ・検討委員会で議論（10月～2月） ・検討委員会意見提出（2月） ・条例案作成（3月） ・パブリックコメント（4月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例を制定（6月）、施行（1月） ・地区別説明会を14地区で実施（11月～12月） ・住民投票条例を制定（12月） 	
	目 標 (数値等)			自治基本条例の制定、施行	
	経費節減額 (千円)	-	-	-	